

議案第 4 1 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 6 年 1 0 月 1 日より東京都最低賃金が改定されることに伴い、調布市教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表4の項，5の項，8の項，18の項及び33の項中「1，150」を
「1，170」に改める。

附 則

- 1 この規則は，令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は，令和6年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し，同月前の月分として支給すべき報酬については，なお従前の例による。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 令和6年3月29日教委規則第3号 <u>令和6年9月27日教委規則第1号</u></p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p>	<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 令和6年3月29日教委規則第3号</p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p>

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p> <p>(任用)</p> <p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備えていること。</p> <p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p> <p>(再度の任用)</p> <p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p> <p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p> <p>(任用)</p> <p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備えていること。</p> <p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p> <p>(再度の任用)</p> <p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p> <p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。</p>	<p>第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。</p>
<p>2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p>	<p>2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p>
<p>3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(勤務日数等)</p>	<p>(勤務日数等)</p>
<p>第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める。</p>	<p>第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める。</p>
<p>2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内(特別の勤務に服する会計年度任用職員にあつては、月16日又は年220日を超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p>	<p>2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内(特別の勤務に服する会計年度任用職員にあつては、月16日又は年220日を超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p>
<p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。</p>	<p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。</p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬)</p>
<p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同</p>	<p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同</p>

改正後	改正前
<p>表報酬額の欄に定めるところによる。</p> <p>(準用)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委員会規則第8号)</p> <p>(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規則第4号)</p> <p>附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>	<p>表報酬額の欄に定めるところによる。</p> <p>(準用)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委員会規則第8号)</p> <p>(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規則第4号)</p> <p>附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和4年9月30日教委規則第7号）</p> <p>1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（令和4年9月30日教委規則第7号）</p> <p>1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和5年3月31日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和5年3月31日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和5年9月22日教委規則第12号）</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（令和5年9月22日教委規則第12号）</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和6年3月29日教委規則第3号）</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和6年3月29日教委規則第3号）</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p><u>附 則（令和6年9月27日教委規則第 号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和6年10月以後の月分として支給すべき報酬</u></p>	

改正後

改正前

について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。

別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）

別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	1,350	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図る	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	1,480	時

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	1,350	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図る	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	1,480	時

改正後							改正前							
	ため							ため						
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,320 時		3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,320 時
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	<u>1,170</u> 時		4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	<u>1,150</u> 時
5	調布市立小学校及び調布市立中学校	調布市教育委員会技能	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	<u>1,170</u> 時		5	調布市立小学校及び調布市立中学校	調布市教育委員会技能	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	<u>1,150</u> 時

改正後								改正前								
	校における調理業務の充実を図るため	補助員 (給食調理員)							校における調理業務の充実を図るため	補助員 (給食調理員)						
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1,480	時	6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1,480	時	
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	1,650	時	7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	1,650	時	

改正後							改正前							
	図るため							図るため						
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,170 時	8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,150 時	
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	1,750 時	9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	1,750 時	
10	調布市立小学校及び	学校司書	教育委員会指	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資	司書又は司書教諭の資格を有する	1,250 時	10	調布市立小学校及び	学校司書	教育委員会指	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資	司書又は司書教諭の資格を有する	1,250 時	

改正後							改正前									
		調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため		導室	料の収集や分類排列, その目録整備, 図書館利用の指導補助, 他の図書館との連絡・調整等, 学校図書館の運営補助に関すること。	者であること。										
11		調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有すること。	1,650	時								
12		調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関するこ	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であるこ	1,650	時								
		調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため		導室	料の収集や分類排列, その目録整備, 図書館利用の指導補助, 他の図書館との連絡・調整等, 学校図書館の運営補助に関すること。	者であること。										
11		調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有すること。	1,650	時								
12		調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関するこ	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であるこ	1,650	時								

改正後								改正前												
		運営補助を行うため			と。 (3) 移動教室、修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、学級運営上必要な業務に関すること。	と。					運営補助を行うため			と。 (3) 移動教室、修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、学級運営上必要な業務に関すること。	と。					
13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,450	時				13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,450	時		
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及	1,850	時				14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及	1,850	時		

改正後								改正前																							
		職員の 資質向 上を図 るため					び家庭教育 等に関する 高度な専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。							職員の 資質向 上を図 るため				び家庭教育 等に関する 高度な専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。													
15	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校に通 う児 童・生徒 の教育 全般の 課題解 決を図 るため	教育 支援 コー ディ ネー ター	教育 委員 会指 導室	(1) 学校生活に 係る教育全般の 相談業務に關す ること。 (2) 特別な支援 を要する児童・生 徒の指導に關す ること。 (3) 不登校児 童・生徒支援業務 に關すること。 (4) 前各号に掲 げるもののほか、 所属長が適当と 認める業務に關 すること。	教員免許状 を有し、学 校教育、家 庭教育等に 關する専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。	1,850	時	15	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校に通 う児 童・生徒 の教育 全般の 課題解 決を図 るため	教育 支援 コー ディ ネー ター	教育 委員 会指 導室	(1) 学校生活に 係る教育全般の 相談業務に關す ること。 (2) 特別な支援 を要する児童・生 徒の指導に關す ること。 (3) 不登校児 童・生徒支援業務 に關すること。 (4) 前各号に掲 げるもののほか、 所属長が適当と 認める業務に關 すること。	教員免許状 を有し、学 校教育、家 庭教育等に 關する専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。	1,850	時	16	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学	スク ール ソー シャ ルワ	教育 委員 会指 導室	(1) 問題を抱え る児童・生徒が置 かれた環境への 働きかけに關す ること。	社会福祉 士、精神保 健福祉士の 資格を有す る者又は教	2,050	時	16	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学	スク ール ソー シャ ルワ	教育 委員 会指 導室	(1) 問題を抱え る児童・生徒が置 かれた環境への 働きかけに關す ること。	社会福祉 士、精神保 健福祉士の 資格を有す る者又は教	2,050	時

改正後							改正前						
	校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	一カ一	<p>(2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。</p> <p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援に関すること。</p> <p>(4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。				校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	一カ一	<p>(2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。</p> <p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援に関すること。</p> <p>(4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。		
		チーフスクールソーシャルワーカー	<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか、</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー一対一事案等の進行管理、統括に関すること。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカー</p>	<p>社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者で</p>	2,550	時			チーフスクールソーシャルワーカー	<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか、</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー一対一事案等の進行管理、統括に関すること。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカー</p>	<p>社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者で</p>	2,550	時

改正後							改正前									
				一の人材育成に関すること。	あること。					一の人材育成に関すること。	あること。					
17	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士、認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	2,050	時			調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士、認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	2,050	時
18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒	スクール・サポート・スタ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に関すること。	—	1,170	時			一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒	スクール・サポート・スタ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に関すること。	—	1,150	時

改正後							改正前								
	への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スタッフ						への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スタッフ						
19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時	19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時					栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時					養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験	1,620	時	20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験	1,620	時

改正後								改正前								
					者であること。									者であること。		
21	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導、安全に関する知識及び技能の指導、大会及び練習試合等の引率、その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等）に関すること。	—	1,650	時	21	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導、安全に関する知識及び技能の指導、大会及び練習試合等の引率、その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等）に関すること。	—	1,650	時	
22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るた	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助、児童からの相談対応や登下校の見守り、学習・生活指導の補助等）	学校教職員、行政事務職員、一般企業における常勤職員等の経験者であること。	1,600	時	22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るた	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助、児童からの相談対応や登下校の見守り、学習・生活指導の補助等）	学校教職員、行政事務職員、一般企業における常勤職員等の経験者であること。	1,600	時	

改正後							改正前							
	め							め						
23	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか、所属長は適当と認める業務に関する事。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。	1,350 時	23	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか、所属長は適当と認める業務に関する事。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。	1,350 時	
24	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	(1) 来所相談業務に関する事。 (2) 電話相談業務に関する事。 (3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。 (4) 不登校児童・生徒支援業務に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見	2,050 時	24	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	(1) 来所相談業務に関する事。 (2) 電話相談業務に関する事。 (3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。 (4) 不登校児童・生徒支援業務に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見	2,050 時	

改正後								改正前									
						込みの者であること。								込みの者であること。			
25	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する事。 (2) 就学, 転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。 (3) 前2号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に関する事。	教員免許状を有し, 学校教育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。		1,850	時	25	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する事。 (2) 就学, 転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。 (3) 前2号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に関する事。	教員免許状を有し, 学校教育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。		1,850	時
26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員(専門的業務)	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関する事。 (2) 窓口受付及び資料整理に関する事。 (3) 電子資料利用者への支援業務, 原資料の整理業務等に関する事。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 調布市立図書館長が指定する事	図書館司書資格を持っている者であること。		1,350	時	26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員(専門的業務)	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関する事。 (2) 窓口受付及び資料整理に関する事。 (3) 電子資料利用者への支援業務, 原資料の整理業務等に関する事。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 調布市立図書館長が指定する事	図書館司書資格を持っている者であること。		1,350	時

改正後								改正前							
				務に関すること。								務に関すること。			
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	1,350	時	27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	1,350	時
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	1,350	時	28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	1,350	時
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館	—	1,180	時	29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館	—	1,180	時

改正後										改正前									
				長が指定する事務に関すること。										長が指定する事務に関すること。					
30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	1,430	時			30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	1,430	時		
31	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	1,650	時			31	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	1,650	時		
32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講	1,650	時			32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講	1,650	時		

改正後							改正前										
	に 応 え る た め				座の企画・ 運營業務の 実務経験が 1年以上あ る者である こと。						に 応 え る た め				座の企画・ 運營業務の 実務経験が 1年以上あ る者である こと。		
33	教育委員会の 各種事業の推 進及び市民の 要望に 応える ため	保育士 (臨時)	教育 委員会各 課 (室 ・ 所・ 館)	保育室開室時間等 の保育業務に 関すること。	保育士資格 を有する者 又は保育士 資格に準ず る資格を有 する者であ ること。	1,220 時					33	教育委員会の 各種事業の推 進及び市民の 要望に 応える ため	保育士 (臨時)	教育 委員会各 課 (室 ・ 所・ 館)	保育室開室時間等 の保育業務に 関すること。	保育士資格 を有する者 又は保育士 資格に準ず る資格を有 する者であ ること。	1,220 時
					無資格者	<u>1,170</u> 時										無資格者	<u>1,150</u> 時